

令和6年度第3回一関市子ども・子育て会議

日時：令和6年10月3日(木)

午後2時～午後4時

会場：一関保健センター 1階 多目的ホール

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 「一関市こども計画」の構成案について
- (2) 「一関市こども計画」の骨子案について
- (3) その他

4 その他

5 閉 会

一関市こども計画の構成(案)

現行計画
第1章 計画策定にあたって
第1節 計画策定の背景と趣旨
第2節 計画の位置づけ
第3節 他計画との関係
第4節 計画期間
第5節 計画の策定体制と住民意見の反映

次期計画
第1章 計画策定にあたって
第1節 計画策定の背景と趣旨
第2節 計画の位置づけ
第3節 他計画との関係
第4節 計画期間
第5節 計画の策定体制



第2章 子ども・子育て環境の現状と課題		
第1節 人口・世帯の状況	}	次期第1節
第2節 女性の就労状況		
第3節 保育サービス等の現状	}	次期第2節
第4節 子どもの健全育成		
第5節 母子保健事業等の現状	}	次期第3節
第6節 ひとり親をめぐる状況		
第7節 子どもの貧困をめぐる状況	}	次期第4節
第8節 子育てに関するアンケート調査結果		
第9節 現行施策・事業の評価等		→次期第4節
第10節 当市における子育て支援に関わる課題		→次期第5節

第2章 こども・若者、子育て当事者を取り巻く状況と課題
第1節 統計データによる現状
第2節 子育て支援サービスの状況
第3節 アンケート調査結果の概要
第4節 現行施策・事業の評価等
第5節 本市の課題



第3章 計画の基本的な考え方
第1節 基本理念
第2節 基本目標
第3節 施策体系

第3章 計画の基本的な考え方
第1節 基本理念
第2節 基本目標
第3節 施策体系



第4章 子ども・子育て支援施策の展開
第1節 子ども・子育て支援事業の充実
第2節 子育てを支える仕組みづくり
第3節 職業生活と家庭生活との両立の推進
第4節 要保護児童等への対応と取組の推進
第5節 低所得世帯の子どもへの支援の充実

第4章 施策の展開
第1節 若者の希望をかなえ、安心して暮らせるための支援
第2節 子育てを支えるきめ細やかな支援体制づくり
第3節 こどもが自分らしく健やかに成育できる仕組みづくり
第4節 援助を必要とするこども・若者とその家族のための体制強化
第5節 地域全体でこども・子育てを充実できる環境づくり



第5章 計画の推進
第1節 計画の推進体制と進行管理
第2節 計画推進のための各主体の役割

第5章 計画の推進
第1節 計画の推進体制と進行管理
第2節 こどもまんなか社会の実現に向けた各主体の役割と地域の連携



資料編

第6章 資料編



一関市 こども計画

骨子案

令和6年10月時点

一関市 健康こども部 こども家庭課

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 他計画との関係	2
第4節 計画期間	3
第5節 計画の策定体制	3
第2章 こども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題	10
第1節 統計データによる現状	10
第2節 子育て支援サービスの状況	12
第3節 アンケート調査結果の概要	13
第4節 現行施策・事業の評価等	14
第5節 本市の課題	14
第3章 計画の基本的な考え方	15
第1節 基本理念	15
第2節 基本目標	15
第3節 施策体系	16
第4章 基本的施策の展開	17
第5章 計画の推進	21
第6章 資料編	21

第1章 計画策定にあたって

第1節 策定の背景と趣旨

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっていきます。国の合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に産むこどもの数）をみると、令和5年は1947年に統計を取り始めて以降最も低い1.20となり、出生数も72万7,277人と過去最少になりました。その要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担などが指摘されています。

国では、こういった子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

また、「こども未来戦略」では、①若者・子育て世代の所得を増やす②社会全体の構造や意識を変える③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくことを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざしています。

一関市（以下「本市」という。）においては、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「一関市子ども・子育て支援事業計画『いちのせき子育てプラン』」、令和2年3月に「第二期一関市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子育てに喜びを感じ、家族の絆と地域で支え合うまちづくり」を基本理念とし、こどもと子育て世代を地域社会全体で支援し、未来を担う全てのこどもが幸せにかつ健やかに成長できる環境づくりや、保護者が子育てに喜びを感じ、子育てに夢や希望がもてるまちづくりを推進するため、各種取組を進めてきました。

この度、「第二期一関市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、近年のこどもを取り巻く環境の変化や国の動向等を踏まえ、こども施策を総合的に推進するため、少子化対策のほか、「こども基本法」に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援対策行動計画」「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」「こども・若者計画」を一体化した「一関市こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定いたします。

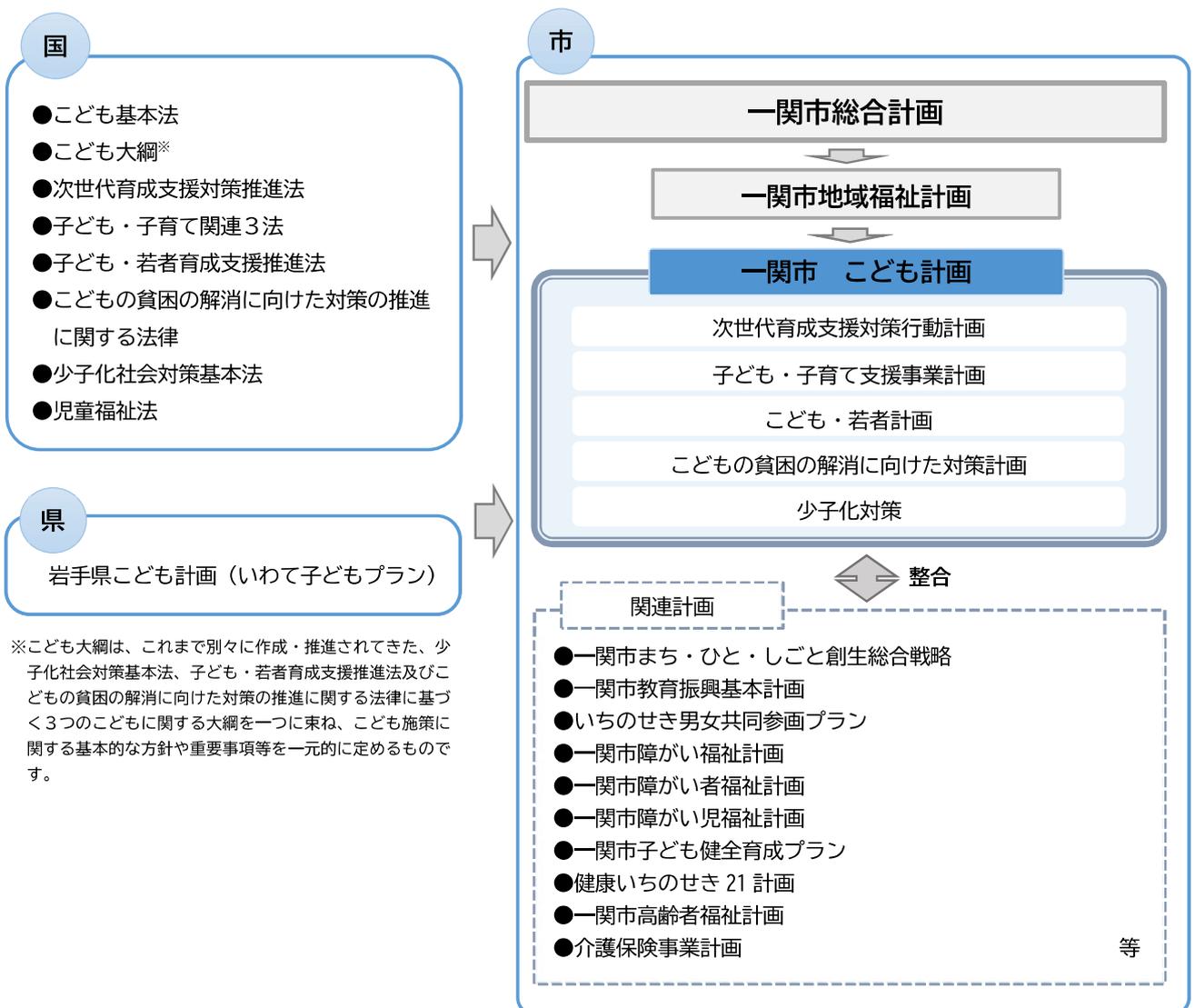
第2節 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の「市町村こども計画」として位置づけ、また、子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に定める「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に定める「子ども・若者計画」を含むものとします。

第3節 他計画との関係

本市におけるまちづくりの最上位計画である「一関市総合計画」及び、福祉分野の上位計画である「一関市地域福祉計画」における個別計画と位置づけ、関連する個別計画との整合を図りながら、「こども大綱」及び「岩手県こども計画（いわて子どもプラン）」を勘案し、策定するものです。

■他計画との関係



※こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。

第4節 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

第5節 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議

法の規定及び国の方針に基づく手続きを行うとともに、地域の特性に応じた計画を策定するために、子ども・子育て支援法第77条に基づく機関で、保護者、事業従事者、関係団体代表、知識経験者などで構成する「一関市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

(2) こども・若者、子育て当事者等の参画

① アンケート調査の実施

就学前児童・小学生のお子さんがある保護者の方の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設・サービスについてのニーズを把握するほか、こどもの置かれている状況・本人の意見を把握するため、小学5年生・中学2年生・16～17歳とその保護者、19～29歳の市民を対象に各種アンケート調査を実施し、結果を計画に反映しました。

② こども・若者からの意見聴取

「こども基本法」第11条で、こども施策を策定、実施、評価する際には、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることが義務付けられていることから、市内の小学生、中学生、高校生を対象にこどもの意見聴取イベントを開催しました。

(3) パブリックコメントによる意見公募

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和●年●月●日から●月●日の期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 こども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題

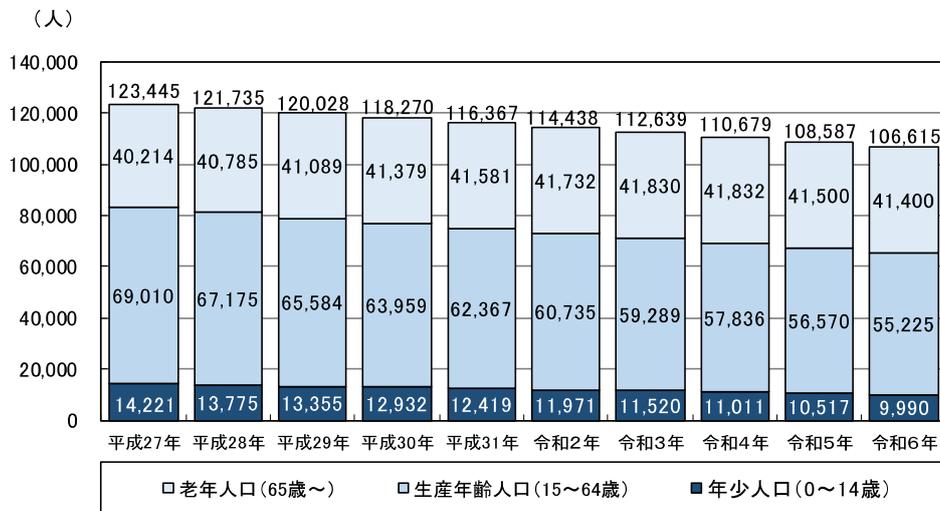
第1節 統計データによる現状

1 人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

本市の人口は平成27年以降、減少し続けています。平成27年以降老年人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。

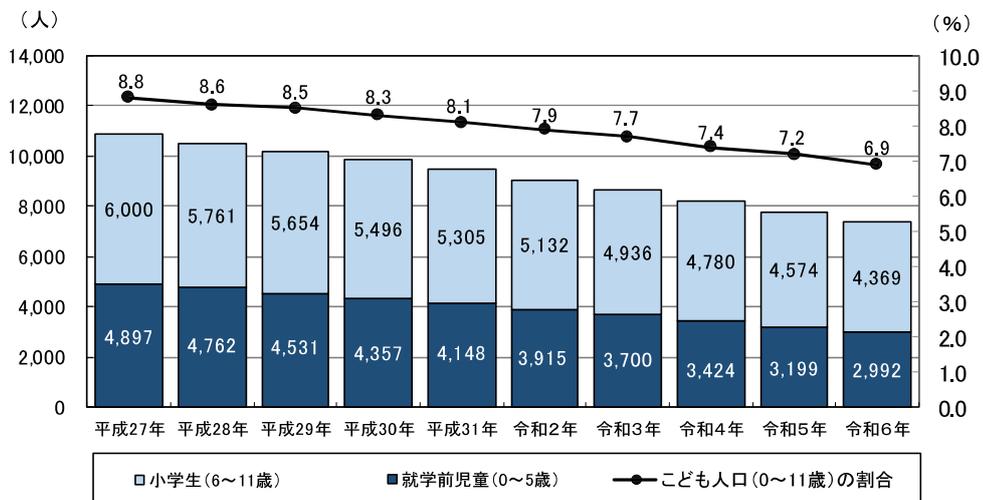
■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

また、平成27年以降のこども人口（就学前児童及び小学生）の減少割合が、当市の総人口の減少割合よりも大きいことから、総人口に対するこども人口（0～11歳）の割合は低下を続け、令和6年には6.9%となっています。

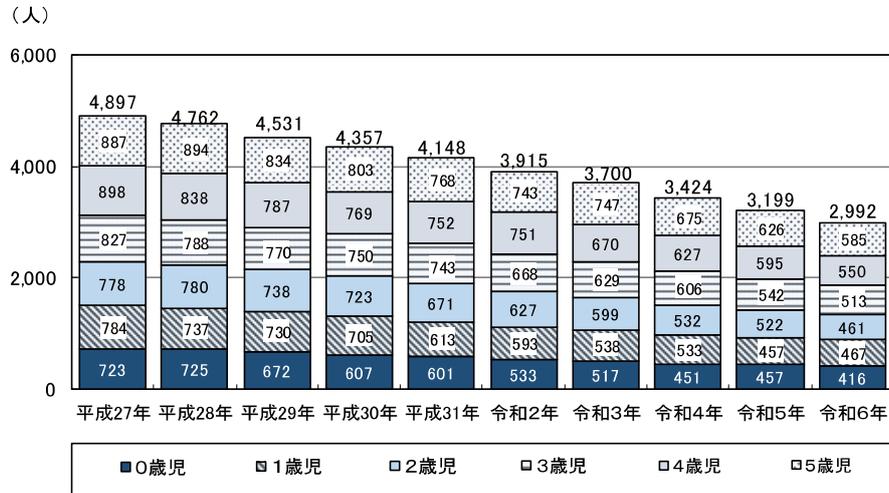
■こども人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、平成27年から令和6年にかけていずれの年齢も300人以上減少し、全体では1,905人減少しています。

■0～5歳児の人口推移

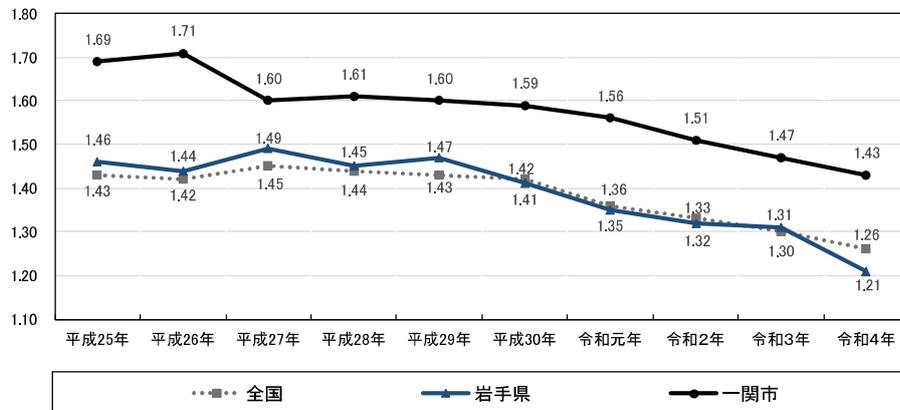


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 合計特殊出生率の状況

当市の合計特殊出生率は、全国・県を上回った水準で推移していますが、平成27年に大きく落ち込み、その後も減少傾向で推移しています。

■合計特殊出生率の推移



資料：保健福祉年報

(3) 世帯の状況

■世帯数の推移 ■子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の世帯数の推移

(4) 結婚の状況

■未婚率の状況 ■男性未婚率 ■女性未婚率 ■婚姻・離婚件数の推移 ■婚姻率の推移

2 女性の就労状況

(1) 就業率と労働力率の状況

■男女別就業率の推移（15歳以上） ■女性の年齢別労働力率

第2節 子育て支援サービスの状況

1 保育サービス等の現状

- (1) 幼稚園・保育所・認定こども園
 - 保育所・幼稚園の入所・入園状況等
 - 認可保育所の入所児童数の推移
 - 幼稚園の入園児童数の推移
 - 認定こども園の入園児童数の推移
- (2) 子育て支援事業
 - 子育て支援事業の実施状況
- (3) 子育て短期支援事業
 - 子育て短期支援事業の利用状況

2 こどもの健全育成

- (1) 放課後児童クラブ・放課後子ども教室
 - ①放課後児童クラブ
 - 放課後児童クラブの登録人数
 - 放課後児童クラブの登録人数の推移
 - ②放課後子ども教室
 - 放課後子ども教室の登録人数
 - 放課後子ども教室の登録人数の推移
- (2) 児童相談等の状況
 - 種目別相談件数の状況
 - 虐待者の状況

3 母子保健事業等の現状

- (1) 母子保健事業の状況
 - 乳児死亡数・死亡率の推移
 - ①母子等相談件数の状況
 - 母子等相談件数の状況
- (2) 障がい児療育事業の状況
 - ①発達支援相談
 - 発達支援相談の状況
 - 巡回相談・専門家チーム相談会の実施状況
 - ②かるがも教室（児童発達支援事業）
 - かるがも教室利用者の推移
 - かるがも教室実入所者の内訳
 - ③音楽療法等
 - 音楽療法等参加の状況
 - ④幼児ことばの教室相談・通級等
 - 幼児ことばの教室相談・通級等の状況
 - 幼児ことばの教室相談総数（経年比較）

第3節 アンケート調査結果の概要

1 ニーズ調査

- (1) 保護者の就労状況について
 - 母親の就労状況 ■父親の就労状況
- (2) 協力者の状況について
 - 子どもを預かってもらえる親族・知人の有無 ■子どもを預かってもらっている状況
- (3) 定期的な教育・保育事業の利用について
 - 利用状況 ■利用している理由 ■利用していない理由 ■今後の利用希望
- (4) 放課後児童クラブについて
 - 利用状況 ■希望する放課後の居場所
- (5) 地域子育て支援拠点事業について
 - 利用状況 ■利用希望
- (6) 職業生活と家庭生活との両立について
 - 母親・父親の育児休業制度の利用状況 ■母親・父親の育児休業を利用していない理由

2 こどもの生活に関する実態調査（貧困実態調査）

- (1) 普段の生活や考え方について
 - 朝食摂取状況（こども） ■授業以外の勉強の状況（こども）
 - 逆境体験の有無（こども） ■精神状況（保護者）
- (2) 将来の考えについて
 - 進学希望（こども・保護者） ■進学の理想と現実が異なる理由（保護者）
- (3) 各種支援の利用について
 - 支援利用状況（こども） ■利用による変化（こども）
 - 現在または将来的に利用したい支援（保護者）

3 こども・若者調査

- (1) 自己肯定感について
 - 自分自身をどう思うか（孤独感や将来の目標等）
- (2) こどもの居場所について
 - ほっとできる場所
- (3) 普段の外出状況や意識について
 - 外出状況 ■悩みや困りごと
- (4) ヤングケアラーについて
 - 家事や家族のお世話の状況 ■「ヤングケアラー」（「若者ケアラー」）の認知度
- (5) 結婚について
 - 結婚に対するイメージ
- (6) 一関市の施策について
 - 一関市に住み続けるために重要なこと

上記項目等について統計データや調査結果を元に、グラフやコメントを記載していきます。

現在集計中

第4節 現行施策・事業の評価等

■第二期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	計画どおりまたは計画を上回る	おおむね計画どおり	計画を下回る	見直しが必要	未実施
計画全体						
第1節 子ども・子育て支援事業の充実						
基本施策1 教育・保育事業等の提供区域						
基本施策2 教育・保育の区分の設定						
基本施策3 教育・保育施設、地域型保育事業の確保策						
基本施策4 教育・保育施設の確保の方策の今後の方向性						
基本施策5 地域型保育事業の充実						
基本施策6 幼児期の教育・保育の一体的提供						
基本施策7 地域子ども・子育て支援事業の充実						
第2節 子育てを支える仕組みづくり						
基本施策1 相談支援の充実						
基本施策2 母子保健の充実						
基本施策3 経済的負担の軽減						
基本施策4 地域で支える仕組みづくり						
第3節 職業生活と家庭生活との両立の推進						
基本施策1 多様な就労の実現						
基本施策2 仕事と子育ての両立の推進						
第4節 要保護児童等への対応と取組の推進						
基本施策1 児童虐待防止対策等の充実						
基本施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進						
基本施策3 障がい児施策の充実						
基本施策4 特別な配慮を要する子どもへの配慮						
第5節 低所得世帯の子どもへの支援の充実						
基本施策1 社会的孤立の防止						
基本施策2 支援情報の確実な提供						

第5節 本市の課題

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

こども基本法及びこども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を、こども・若者の声を取り入れながらめざしていくことが掲げられています。

次代の社会を担う全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指していくほか、こどもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、社会全体としてこども施策に取り組むことが重要です。

このような状況に対応していくため、本計画では、こどもが個人として尊重され、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め支援するとともに、全てのこどもや若者が心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができ、全ての人がこどもと一緒に元気に過ごせるまち、「こどもまんなか社会」の実現をめざすため、下記の通り基本理念を定めます。

検討中

参考 第二期一関市こども・子育て支援事業計画「いちのせき子育てプラン」
『子育てに喜びを感じ、家族の絆と地域で支え合うまちづくり』

第2節 基本目標

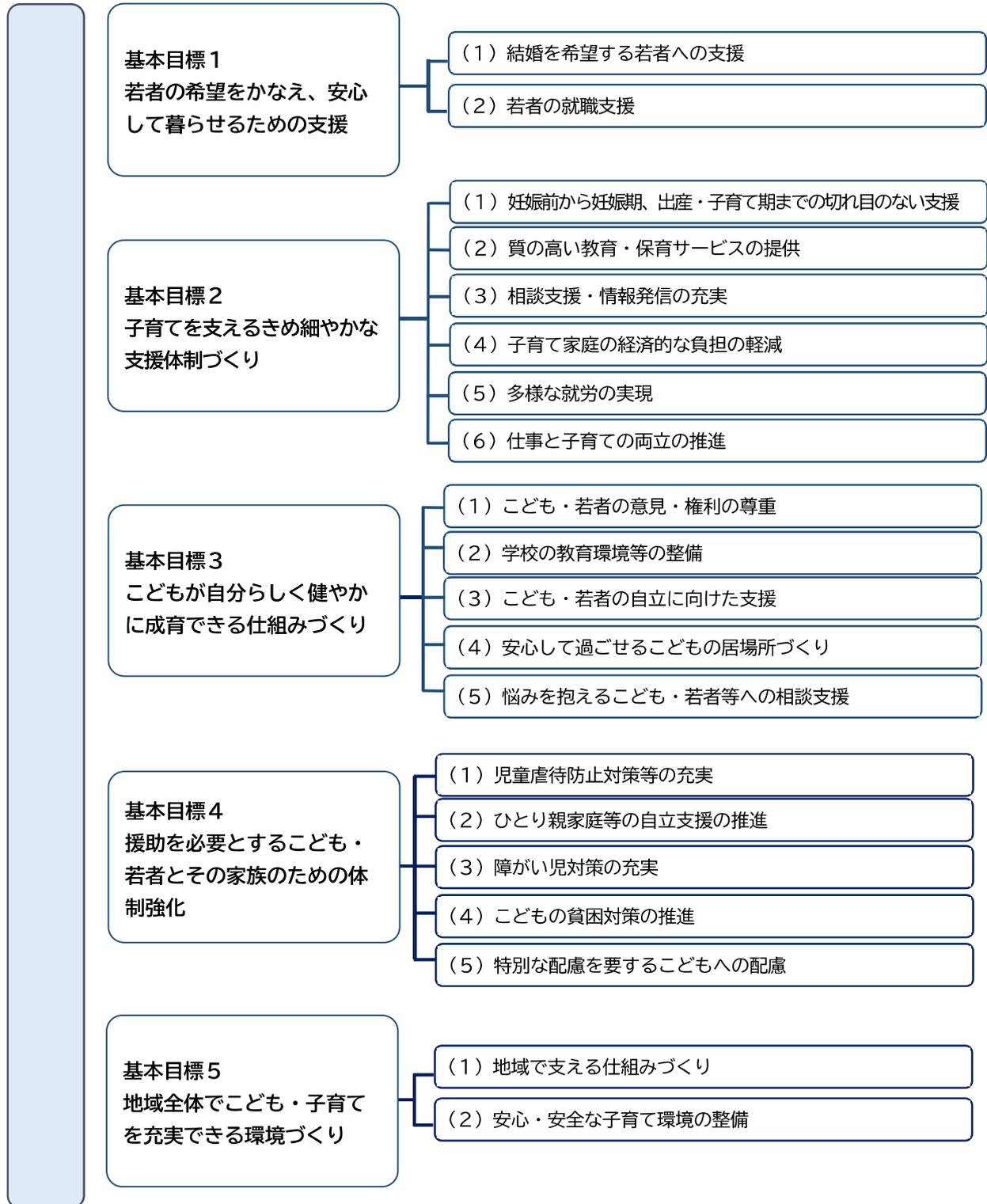
基本目標1	若者の希望をかなえ、安心して暮らせるための支援
基本目標2	子育てを支えるきめ細やかな支援体制づくり
基本目標3	こどもが自分らしく健やかに成育できる仕組みづくり
基本目標4	援助を必要とするこども・若者とその家族のための体制強化
基本目標5	地域全体でこども・子育てを充実できる環境づくり

第3節 施策体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】



第4章 基本的施策の展開

施策展開のサンプル

基本目標1 若者の希望をかなえ、安心して暮らせるための支援

◆成果指標◆

成果指標	現状値 (R6)	目標値(R11)	
		中間目標(R9)	

基本施策1 結婚を希望する若者への支援

結婚を望む若者が希望を実現することができるよう、そして、結婚に対する意識の向上を図ることができるよう、結婚等に関する情報発信に努めます。

■主な事業・取組み

事業名	事業概要	担当課

基本施策2 若者の就職支援

若者が自立して社会で活躍するためには、就業し安定した経済基盤を築く必要があります。円滑な就労支援を行い、雇用の安定化に取り組みます。

■主な事業・取組み

事業名	事業概要	担当課

基本目標2 子育てを支えるきめ細やかな支援体制づくり

本計画は、子ども・子育て支援事業計画を包含した計画です。子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援新制度で定められた「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進に当たっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の体制の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭への必要な支援について、市全体で取り組んでいきます。

(1) 量の見込みを算出する項目及び教育・保育の提供区域の設定

下記の事業については、子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行います。また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業が必要とされる需給量を分析し今後の提供方策を考えていくうえで、事業の内容や地域性等を考慮し、以下のとおりに提供区域を設定しました。

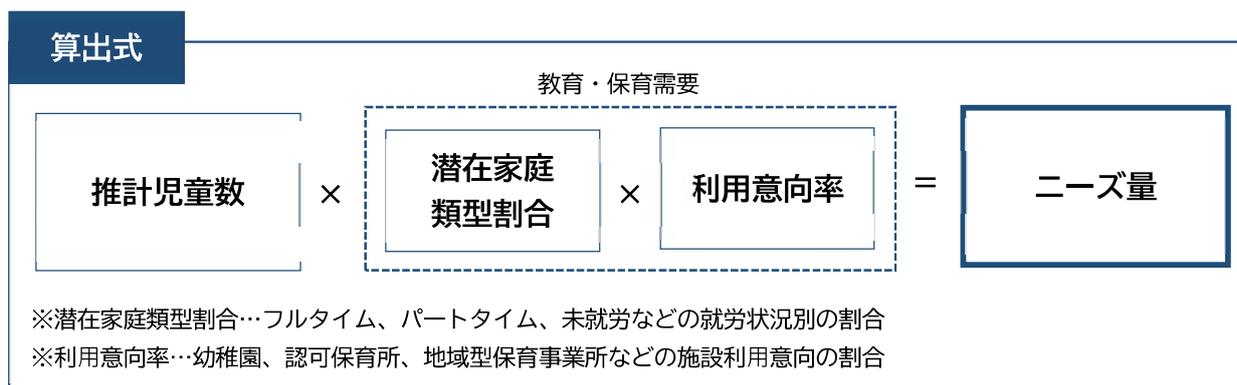
分類	事業名	区域
保育・教育	教育・保育施設	2区域
	地域型保育事業	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	市全域
	② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援ひろば事業・おやこ広場事業）	
	③ 妊婦健康診査	
	④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	
	⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業	
	⑥ 子育て短期支援事業	
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業	2区域
	⑧ 一時預かり事業	
	⑨ 延長保育事業	
	⑩ 病児保育事業	
	⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	8区域
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
	⑭（新規）子育て世帯訪問支援事業	
	⑮（新規）児童育成支援拠点事業	
	⑯（新規）親子関係形成支援事業	
	⑰（新規）妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	
	⑱（新規）乳児等通園支援事業	
	⑲（新規）産後ケア事業の提供体制の整備	

(2) 教育・保育の区分の設定

- ①施設型給付・地域型保育給付の認定区分
- ②施設等利用給付の認定区分（新認定区分）

(3) 量の見込みの算出方法

「量の見込み」の算出にあたっては、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定します。ニーズ調査結果を利用する場合は、潜在家庭類型割合と教育・保育施設の利用意向率を把握し、推計児童数に乗算して算出します。



(4) 教育・保育の量の見込みと確保方策

- 0～5歳児の人口推計
- 認定区分別人数
- 認定区分別教育・保育の量の見込みに対する確保方策

(認定区分別 教育・保育の量の見込みに対する確保方策の掲載イメージ) ※令和7～11年度の内容を掲載

	令和7年度					
	1号	2号			3号	
		幼稚園	その他	0歳	1歳	2歳
量の見込み①						
確保方策 計②						
(内訳)						
特定教育・保育						
特定地域型						
認可外保育施設						
②—①						

基本施策1 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期までの切れ目のない支援

妊娠・出産・子育てに負担感や不安を抱えている多くの若い世代が、安心して妊娠・出産・子育てできるように妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援を充実します。

■主な事業・取組み

事業名	事業概要	担当課
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	
乳幼児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	

■量の見込みと確保方策**【③妊婦健康診査】**

出生見込数から妊婦数の見込みを算出し、妊婦1人あたりの健診回数を●回と設定し、全ての回数を受診することで量の見込みとします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(件/年)					
確保数(件/年)					

【④乳幼児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)】

出生見込数に訪問率100%を乗じて量の見込みとします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(件/年)					
確保数(件/年)					

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制と進行管理

(1) こども・若者の社会参画・意見反映

(権利の主体であるこども・若者の社会参画・意見反映の意義と手法等について記載予定)

全てのこども・若者が、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に関係する全ての事項に関しての意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保するとともに、こども・若者の意見を反映し、その意見がどのように扱われ、検討され、どのような結果となったかについてフィードバックを行います。

(2) 計画の推進体制

一関市子ども・子育て会議（審議会としての役割と協議会としての役割について記載予定）

(3) 計画の検証・評価・見直し

(本計画の検証・評価・見直しの意義と手法等について記載。また、これらの実施に当たって、E BPM (Evidence Based Policy Making:「証拠に基づく政策立案」)の重要性と推進についても記載予定)

(4) 施策の数値目標と指標

(本計画の各施策を実施していくことによる効果を評価するための数値目標と指標について記載)

第2節 こどもまんなか社会の実現に向けた各主体の役割と地域の連携

(地域住民・事業者・関係団体・行政の役割と連携の意義及び具体的な取組等について記載予定)

計画の推進については、行政のみならず、こども・若者や子育て家庭を取り巻く近隣の家庭をはじめ、地域・職場、関係機関・団体が相互に連携し、目標に向けてそれぞれが積極的、効果的に取り組んでいくことが必要です。等

第6章 資料編

令和6年6月27日(木) 14:00~15:15
復命
こども食堂の運営にかかる情報交換会
場 所：一関保健センター1階会議室2
出席者：別紙「出席者名簿」のとおり

1 開会

2 あいさつ

3 自己紹介

参加団体より活動内容や運営していく中で困っていること、その他連絡事項等を発表してもらった。

(1) はなほこども園「みんなのぼかぼか広場」

- ・令和6年6月から運営開始。
- ・他の団体の活動を参考にしたい。

(2) 夢ぽけっとの会「おばあちゃんのグランマ食堂」

- 悩み**・こどもの参加が少ないので、他団体の周知方法を教えてほしい。
→千厩メール、区長発送でのチラシ配布、学校へ配架依頼は行っているが、こどもの参加が少ない。
- ・調理室が狭い
 - ・こどもへの支援だけでなく、『保護者支援』も大事にしたいことから、こどもだけでなく、保護者の参加費も無料にしている。
→運営費が心配
 - ・こどもとのふれあい活動内容が、ネタ切れになってきている。

工夫・千厩勤労福祉センター（社協施設）で開催していることから、施設料は無料。

(3) いってみっぺし藤沢「たてやまプラザ」

- 工夫**・周知方法について、スーパー、コンビニ、学校等にチラシを配布。参加したこども達に次回の開催チラシを配布している。
これにより、参加者こども 20~30名、おとな 15名
- ・提供する料理は、何度か試作してから提供している。
 - ・食材の確保が悩みであったが、農協女性部で畑を作り、そこで野菜を育てこども食堂に提供している。また、収穫体験も行っている。

他・皆で食べることで、こどもの好き嫌いが無くなったように感じる。

(4) ゆいま〜る保育園「ゆいま〜るキッチン」※R6より運営団体が一般社団法人になった。

悩み・寄付を頂きながら活動しているが、やはり資金繰りが課題。

工夫・祭りでわたあめ体験会を実施したり、保育ツアーを開催したりしている。その売り上げ等をこども食堂の運営費に充てている。

4 情報交換

自己紹介時に出た悩み等をもとに情報交換

(1) 運営費について

こどもの居場所ネットワークいわて

- ・これまで、運営費が足りなくなり、こども食堂を辞めた団体はない。
- ・募金箱を設置するのも良いかと思う。その際、「皆でこども食堂を盛り上げましょう」などのメッセージを入れると効果的。
- ・運営費補助を出している自治体もあるが、「補助金が無いから運営できない」というのは違うと思う。まずは、自分たちが楽しくやることが重要。

(2) こども達とのふれあい活動について

こどもの居場所ネットワークいわて

- ・体験学習のプログラムを毎回考えると負担になりストレスになる。こども達の判断に任せてよいと思う。
- ・こども達に『お手伝い』をさせると良い。『お手伝い』は、体験でもあり、大人に褒めてもらえるものであることから、こどもに良い影響を与える。

いってみっぺし藤沢

- ・図書館職員による出前読み聞かせを行っている。
- ・毎回何種類かイベントを用意し、こども達に委ねている。この間は、ホットケーキ作りを行った。

(3) その他

①はなほこども園

- ・参加料を教えてほしい。
 - 夢ポケット : こども・保護者無料。会員から会費を徴収。
 - ゆいま〜るキッチン : こども無料、大人 420 円〜900 円
 - いってみっぺし : こども・保護者無料。会費から会費を徴収。

②ゆいま〜る保育園

- ・地域の方々に参加・参画してもらうにはどうしたらよいか。また、SNSを使わない世代にどのように周知したらよいか知りたい。
 - 夢ぼけっとの会 : 人付き合いが重要。

③夢ぼけっとの会

- ・行政でこども食堂の視察を計画してほしい。

5 所感

- ・活発に情報交換を行うことができた。
- ・運営団体にとって有益な情報を得ることができたのではないかと考える。

お宝発掘イベント

MIKKE ! @ ICHINOSEKI

～ 安心のカタチ ～



あなたにとって「安心して住めるまち」ってどんなまち？
パラレルワールドにあるもう一つの町「ICHINOSEKI」で、みんなで意見を出し合っ
て、宝探しやミッションをクリアしながら、「安心して住めるまち」
について考えてみよう！

いつ・どこで

2024年11月2日（土）
午前10時から12時
場所はヒミツ（一関市狐禅寺）

参加できる人

一関市に住んでいるか、一関市にある学校に
通っている小学生から高校生（高専生OK）
募集定員は30人

何するの

宝探しゲームをしながら、安心についてイメージしてみよう
それから「安心して住めるまち」について、みんなで考えてみるよ

申し込みの方法

スマートフォンで右の二次元コードを読み取って申し込んでください
※申し込みが多いときは、抽選となります。抽選の結果は、あとでメールでお知らせします。
※小学生・中学生は、保護者が申し込んでください。

申し込みは
10月20日まで！



このイベントは

- ・子どもたちからの意見を聞いて市の計画や事業などに役立てるために、一関市が行う宝探しゲーム型のイベントです。子ども家庭庁の「子ども・若者意見反映サポート事業」の一環として行います。
- ・主催・問い合わせ先…一関市健康子ども部子ども家庭課 21-2165